

## 業 務 請 負 契 約 書

国土交通省九州運輸局 支出負担行為担当官 九州運輸局長 下野 元也（以下「甲」という。）、公益財団法人 福岡観光コンベンションビューロー 会長 藤永 憲一（以下、「乙」という。）と公益財団法人 北九州観光コンベンション協会 理事長 利島 康司（以下「丙」という。）と公益社団法人 福岡県観光連盟 会長 竹島 和幸（以下「丁」という。）と公益財団法人 佐世保観光コンベンション協会 理事長 飯田 満治（以下「戊」という。）一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会 代表理事 吉丸 良治（以下「己」という。）と【契約者】（以下「庚」という。）とは、訪日教育旅行・研修旅行FAMトリップについて、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 庚は、別添の仕様書に基づき、訪日教育旅行・研修旅行FAMトリップを行い、甲、乙、丙、丁、戊、己は、庚にその対価を支払うものとする。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は、【契約日】から平成31年3月22日までとする。

個々の業務の履行期限については、仕様書の定めるところによる。

但し、履行期限について、疑義の生じた場合には、甲、乙、丙、丁、戊、己の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）と協議のうえ決定するものとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は金【契約金額】円（消費税・地方消費税を含む）とする。

うち、甲の負担金額は、【分担額】円（消費税・地方消費税を含む）、

乙の負担金額は、【分担額】円（消費税・地方消費税を含む）、

丙の負担金額は、【分担額】円（消費税・地方消費税を含む）、

丁の負担金額は、【分担額】円（消費税・地方消費税を含む）、

戊の負担金額は、【分担額】円（消費税・地方消費税を含む）、

己の負担金額は、【分担額】円（消費税・地方消費税を含む）、とする。

（権利義務の譲渡等）

第5条 庚は本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（一括再委託の禁止）

第6条 庚は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務）

第7条 庚は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、

氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲、乙、丙、丁、戊、己に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2. 前項の規定は、庚がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型制作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。
3. 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。

#### (監督)

第8条 甲、乙、丙、丁、戊、己は、この契約の履行に関し、監督職員に丁の業務を監督させ、必要な承認又は指示を行うことができる。

2. 庚は、監督職員の承認又は指示に従わなければならない。

#### (事情の変更による契約の変更等)

第9条 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災事変、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して、本契約を変更することができる。

2. 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、両者協議して書面により定めるものとする。
3. 本条第1項により本契約を変更した場合で、既に庚が実施していた業務が必要なくなったときは、甲、乙、丙、丁、戊、己は、庚に対し、当該業務を実施するために必要とされた実費相当分を支払うものとする。

#### (検査)

第10条 庚は、本業務を終了したときは、甲、乙、丙、丁、戊、己にその旨を報告し、甲、乙、丙、丁、戊、己の指定する検査職員（以下、「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2. 検査職員は、庚から前項の報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。
3. 庚が第1項の検査に合格したときをもって、本業務は完了したものとする。
4. 庚は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再度検査を受け、本業務を完了させなければならない。
5. 前項の場合において生ずる一切の費用は、庚の負担とする。

#### (契約代金の請求及び支払)

第11条 庚は、本業務を完了したときは、契約金額の支払いを甲、乙、丙、丁、戊、己にそれぞれ第4条に規定する負担金額により請求するものとする。

2. 甲、乙、丙、丁、戊、己は庚から適法な支払い請求書を受領したときは、受領した日から30日以内(以下「約定期間」という。)に代金を庚に支払わなければならない。

#### (遅延利息)

第12条 甲、乙、丙、丁、戊、己は、自己の責に帰すべき事由により、約定期間内に請

求金額を支払わなかった場合は、約定期間満了日の翌日から起算して支払日までの日数に応じ、請求金額に対して年2.7%の割合で計算した遅延利息を、速やかに庚に支払うものとする。

ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又は、その金額が100円未満である時は、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとする。

(履行遅滞の場合における違約金)

第13条 庚の責に帰する事由により、履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲、乙、丙、丁、戊、己は、違約金を付して履行期限を延長することができる。

2. 前項の違約金は、業務請負料に対して、延長日数に応じて年5パーセントの割合で計算した額とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第14条 庚が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、庚は、甲、乙、丙、丁、戊、己の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲、乙、丙、丁、戊、己の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、庚が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は庚が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が庚に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が庚又は庚が構成事業者である事業者団体(以下「庚等」という。)に対して行われたときは、庚等に対する命令で確定したものをいい、庚等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、庚等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が庚に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、庚(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2. 庚が前項の違約金を甲、乙、丙、丁、戊、己の指定する期間内に支払わないときは、庚は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5

パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲、乙、丙、丁、戊、己に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第15条 甲、乙、丙、丁、戊、己は、庚（庚が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（庚が個人である場合にはその者を、庚が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 庚が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、甲、乙、丙が庚に対して当該契約の解除を求め、庚がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、庚は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲、乙、丙、丁、戊、己の指定する期間内に支払わなければならない。

(瑕疵担保責任)

第16条 庚が本契約に基づき納入した成果物等に瑕疵が存する時は、甲、乙、丙、丁、戊、己の請求により、庚は、速やかに修正をしなければならない。

2. 前項の修正に要する費用は、瑕疵の原因が甲、乙、丙、丁、戊、己の指示による場合を除き、庚の負担とする。

(著作権等の使用)

第17条 庚は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(解除)

第18条 甲、乙、丙、丁、戊、己は、庚が正当な理由なく本契約の条項に違反し、改善勧告にもかかわらず、改善が見られないときは、書面により通告し、本契約の全

部又は一部を解除することができる。

2. 前項の規定によりこの契約が解除された場合、庚は、解除部分に対応する契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲、乙、丙、丁、戊、己の指定する期間内に甲、乙、丙、丁、戊、己に支払わなければならない。
3. 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としない。

#### (損害賠償)

第19条 庚は、第9条第1項の事情変更による契約変更の場合には、甲、乙、丙、丁、戊、己に対して損害賠償の請求をできないものとする。

ただしこの場合、庚は、甲、乙、丙、丁、戊、己に対して既に経過した期間における業務の終了部分に相当する契約金額、及び業務を実施するために必要とした実費額を請求できるものとし、この場合は第10条から第12条までの規定を準用するものとする。

2. 前条第1項の規定による解除の場合は、甲、乙、丙、丁、戊、己は、庚に損害賠償を請求できるものとする。
3. 庚は、本契約の履行するに当たり、自らの故意又は過失により、乙、丙、丁、戊、己に損害を与えたときは、庚の負担においてその損害の賠償を行うものとする。
4. 庚は、本契約の履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは庚の負担においてその損害の賠償を行うものとする。  
ただし、その損害の発生が甲、乙、丙、丁、戊、己の責に帰すべき事由による場合においては、この限りではない。
5. 甲、乙、丙、丁、戊、己は、自らの故意又は過失により、庚に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとする。
6. 第2項及び第3項に規定する損害賠償の額は、両者協議の上、定めるものとする。

#### (編集著作権等)

第20条 本契約の履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、庚が第三者から利用許諾を受けて使用しているものを除き、甲、乙、丙、丁、戊、己に帰属するものとする。

#### (秘密の保持)

第21条 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、相手の承諾を得ないで本契約に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的のために利用してはならない。

#### (紛争の解決)

第22条 本契約について、両者協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲、乙、丙、丁、戊、己と庚との間に紛争が生じたときは、両者の協議により選出した第三者に解決の斡旋を求めるものとする。

2. 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲、乙、丙、丁、戊、己と庚との平等の負担とする。

#### (補則)

第23条 本契約に関して疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、

両者協議して決定するものとする。

以上を内容とする「業務請負契約書」を7通作成し、本契約の締結を証するため、甲、乙、丙、丁、戊、己と庚がそれぞれ記名押印のうえ、各一通を保持する。

平成 年 月 日 ( 契 約 日 )

- 甲 福岡市博多区博多駅東2丁目11-1  
支出負担行為担当官  
九州運輸局長 下野 元也
- 乙 福岡市中央区大名2丁目5-31 福岡市交通局庁舎4階  
公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー  
会 長 藤 永 憲 一
- 丙 北九州市小倉北区浅野3丁目8-1  
公益財団法人北九州観光コンベンション協会  
理 事 長 利 島 康 司
- 丁 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁7F  
公益社団法人 福岡県観光連盟  
会 長 竹 島 和 幸
- 戊 佐世保市三浦町21-1 (JR佐世保駅構内)  
公益財団法人 佐世保観光コンベンション協会  
理 事 長 飯 田 満 治
- 己 熊本市中央区辛島町8-23 桜ビル辛島町3階  
一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会  
代 表 理 事 吉 丸 良 治
- 庚 【契約先住所】  
【契約者名】  
【契約者代表者名】

【仕様書及び分担内訳書を添付】